

使用開始日：2011.09.29

アムンディ・CA円建社債ファンド2011-10

単位型投信/海外/債券



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・CA円建社債ファンド2011-10の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年9月13日に関東財務局長に提出しており、平成23年9月29日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記〈ファンドに関する照会先〉のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記〈ファンドに関する照会先〉までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
単位型投信	海外	債券	債券(社債)	年2回	欧州

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2011年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆4,152億円(2011年8月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リソナ銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ 〈ファンドに関する照会先〉

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主としてクレディ・アグリコル エス・エーの発行する円建社債に投資を行い、満期償還時の投資信託財産の確保および定期的な収益分配の確保を目指した運用を行います。

ファンドの特色

1 原則として、満期償還時の元本確保[※]を目指します。

※元本確保とは、1万口当たり約10,000円の確保を指します。

※原則として、満期償還時には元本確保を目指しますが、信託期間中は投資元本を下回る水準となる可能性が高くなります。

投資対象債券の発行体が債務不履行等の状況に陥った場合には、満期償還時の元本確保ができない場合があります。

2 クレディ・アグリコル エス・エーの発行する約3年半満期の円建社債を主な投資対象とします。

- 原則として、投資対象債券は満期まで保有し、他の債券への入替は行いません。
- 日本国債および短期金融商品等に投資することがあります。

3 原則として、年2回、一定額(年間合計約30円～約70円(1回につき約15円～約35円)[※]、1万口当たり／税引前)の分配金のお支払いを目指します。

※分配金額は原則として設定日(平成23年10月31日)に決定します。募集期間中は、原則として毎週月曜日(休日の場合は翌営業日)に前週時点の市場環境に基づいた分配金額試算値を表紙に記載の「ファンドに関する照会先」にて公表します。

●一般に社債は国債よりも利回りが高くなります。ファンドはクレディ・アグリコル エス・エーの発行する約3年半満期の円建社債に投資することで、残存3年半程度の日本国債や預貯金の利率よりも高い利率に相当する分配金額を目指します。

【ご参考】

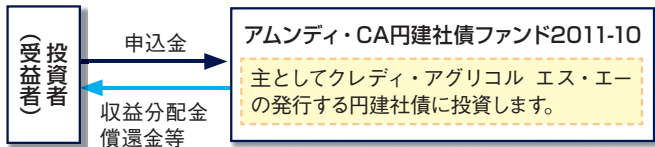
債券とは、国、地方公共団体、企業などが投資者から資金を調達することを目的として発行するものです。企業が発行する債券を社債といいます。一般に、債券は定期的に利息を受取ることができ、満期償還時に投資元本(額面金額)が戻ります。

【イメージ図】



◎ファンドの仕組み

【イメージ図】



◎ファンドの運用プロセス

ファンドの運用指図の権限はアムンディ インベストメント・ソリューションズ[※]に委託します。

※アムンディ・グループの100%子会社であり、ストラクチャード商品や上場投信(ETF)等の組成・運用に特化したフランスの資産運用会社です。

①クレディ・アグリコル エス・エーの債券の取引条件の検証

②日次モニタリング(信用状況と債券価格)

上記は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◎主な投資制限

- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◎分配方針

毎決算時(原則として4月20日および10月20日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定しますが、原則として年2回、一定額(年間合計約30円～約70円(1回につき約15円～約35円))の収益分配(1万口当たり/税引前)を目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

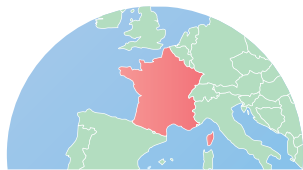
ファンドの主要投資対象である円建社債の発行体であるクレディ・アグリコル エス・エーは、委託会社の親会社であるアムンディ(フランス)の75%の株式を保有する関連外国法人です。

クレディ・アグリコル エス・エー (CASA) について



CRÉDIT AGRICOLE S.A.

クレディ(Crédit)は「銀行」、アグリコル(Agricole)は「農業」を意味しています。



フランスは、世界有数の農業大国です

国土面積の53.6%を農地が占め、米国、オランダに次ぐ世界第3位の農産物輸出国です。(出所:世界国勢図会2010/11、FAO(2007年現在))

■クレディ・アグリコル エス・エーは、フランスの3大銀行の一つです。1894年(明治27年)に農業大国フランスで農業信用組合として発足し、70カ国以上に業務を展開する世界的な大手金融グループであるクレディ・アグリコル・グループの中核組織です。

■クレディ・アグリコル エス・エーの格付は、Aa1格(ムーディーズ社)、A+格(スタンダード&プアーズ社)(2011年8月末現在)*です。

*ムーディーズ社は発行体格付、スタンダード&プアーズ社は長期外貨建発行体格付。本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。ファンドの投資対象債券の発行体は信用格付業者による、いかなる格付も取得していません。最終頁の無登録格付に関する説明書にてご確認ください。

【ご参考：主要金融機関格付一覧*(2011年8月末現在)】

ムーディーズ社(発行体格付)		スタンダード&プアーズ社(長期外貨建発行体格付)	
Aaa	—	AAA	—
Aa1	クレディ・アグリコル エス・エー(フランス)	AA+	—
Aa2	BNPパリバ(フランス)	AA	BNPパリバ(フランス)
Aa3	三井住友銀行(日本) 三菱東京UFJ銀行(日本) ドイツ銀行(ドイツ) バンク・オブ・アメリカN.A.(米国)	AA-	—
A1	みずほ銀行(日本)	A+	クレディ・アグリコル エス・エー(フランス) みずほ銀行(日本) 三井住友銀行(日本) 三菱東京UFJ銀行(日本) ドイツ銀行(ドイツ) バンク・オブ・アメリカN.A.(米国)

【ご参考】日本国債 格付(2011年8月末現在)：Aa3(ムーディーズ社)、AA-(スタンダード&プアーズ社)

出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。格付A2/A以下は省略。

*The Banker, July 2010の自己資本(Tier1)国別ランキングより主要国上位1位と日本上位3位までとクレディ・アグリコル エス・エーを表示(持株会社の場合はその傘下にある主要銀行(金融機関)の格付を表示)。

*今後、格付会社により格付は変更になることがあります。

クレディ・アグリコル・グループの概要

自己資本	自己資本(Tier1)ベースで 世界第13位 755億米ドル* ¹
拠点/従業員	世界中に 11,500 の拠点、 160,000人 を超える従業員数
フランス国内	フランス 最大級 のリテールバンク 支店数 9,075支店 、個人顧客 2,600万人 、法人顧客 106.5万社 、個人預金： 27.9% 個人住宅ローン： 27.8% 保険契約高： 15.2% のシェア* ² (ご参考：フランスの人口約6,467万人(出所：外務省))

出所：クレディ・アグリコル エス・エー Annual report 2010を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*¹ The Banker, July 2010(データは2009年12月末現在)

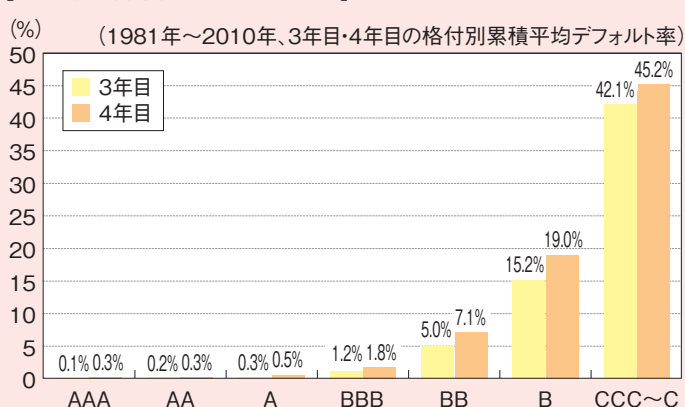
*² 出所：個人預金および個人住宅ローンは、フランス中央銀行(2009年12月末現在)、保険契約は、クレディ・アグリコル エス・エー Second quarter and first half year 2010 results(2010年6月末現在)

【ご参考：債券の格付表】

	ムーディーズ社		スタンダード&プアーズ社	
投資適格債 (BBB格以上)	Aaa		AAA	
	Aa	1 2 3	AA	+ - +
	A	1 2 3	A	+ - +
	Baa	1 2 3	BBB	+ - -
	Ba	1 2 3	BB	+ - +
ハイイールド債 (高利回り債/ 投機的格付債) (BB格以下)	B	1 2 3	B	- + -
	Caa	1 2 3	CCC	+ - -
	Ca		CC	
	C		C	

出所：2011年8月末のムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社のホームページの情報を基にアムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

【ご参考：年間平均デフォルト*²率】



*債券の元利金(利息および償還金)の支払いが当初決められた通りにできなくなることをいいます。

出所：スタンダード&プアーズ社「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー 2010年版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。*アムンディ・ジャパン株式会社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 信用リスク

- ・ ファンドが主要投資対象とする円建社債には、その発行体の倒産や財務状況の悪化等によって、当該円建社債の利息や償還金を支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクがあります。
- ・ 債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該円建社債の価格は値下りし、**ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。
- ・ 投資した円建社債の発行体の債務不履行等によっては、**目標とする分配金額や満期償還価額を達成できない場合があります**。

② 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする円建社債は、当該円建社債の発行体の財務状況、一般的な経済状況や金利、債券の市場感応度の変化等により価格が値下りするリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドは原則として満期償還時の元本確保を目指して運用を行いますが、**当該円建社債の価格が下落した場合にはファンドの基準価額が下落し、途中換金の際には損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

過去約10年間の円市場金利およびクレディ・アグリコル エス・エーの信用状況の変動分析に基づく、ファンドの信託期間中の基準価額は概ね9,000円台で推移すると見込まれます。ただし、円市場金利の急上昇またはクレディ・アグリコル エス・エーの信用力が大幅に低下する等の極端な事態が生じた場合、信託期間中の基準価額が9,000円を大幅に下回ることが想定されます。

③ 流動性リスク

ファンドは、原則として単一の円建社債を投資対象とします。途中換金に対応するためには当該円建社債を一部売却する必要があります。当該円建社債は一部売却時には、店頭取引（相対取引）等で売却することとなり、十分に流動性が確保されない場合があり、売却の際にはその時の市場環境から期待される価格よりも不利な状況で取引されることがあります。この場合、**ファンドの途中換金価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① 途中換金に関する留意点

- ・ ファンドは、満期償還時の元本確保を目指して運用を行いますが、途中換金時に適用される基準価額は、組入債券の時価が反映されます。組入債券の時価は、金利の変動、組入債券の発行体の信用状況等により日々変動するため、**お客さまが既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください**。

② 特定の債券への銘柄集中に関する留意点

- ・ ファンドの主要投資対象は、クレディ・アグリコル エス・エーが発行する単一の円建社債であり、一般的な投資信託の特徴である分散投資を行いません。したがって、ファンドの基準価額の変動は、主に当該単一の円建社債の価格の変動を受けたものとなります。

③基準価額および償還価額の上限について

- <信託期間中> 信託期間中の基準価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出しますので、投資元本（1万口当たり10,000円）を下回る可能性があります。
- <満期償還時> 満期償還価額は、1万口当たり約10,000円と満期償還時の分配金相当額の合計額（税引前）を超えて上昇することはありません。

④その他

- ・ ファンドが各計算期間において想定を超えた大量の途中換金の申込を受付けた場合には、目標とする分配金額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- ・ ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、当初設定時に一括徴収し、その後の信託期間中には徴収しない仕組みであり、途中換金または繰上償還があった場合でも払戻しされません。したがって、ファンドを途中換金された投資者の負担する運用管理費用（信託報酬）の保有期間当たりの負担率は、満期償還まで保有された投資者の負担率を上回ることとなりますので、ご留意ください。また、設定日のファンドの基準価額は、当運用管理費用（信託報酬）分、下落することとなります。
- ・ ファンドの主要投資対象である円建社債の発行体であるクレディ・アグリコル エス・エーが本拠とするフランスおよび欧州において、政治、経済情勢、市場、金融規制、税制等に変化があった場合には、当該円建社債の価格が大きく変動することや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。
- ・ ファンドの主要投資対象である円建社債の発行体であるクレディ・アグリコル エス・エーは、当該円建社債を発行することにより発行額相当の資金を調達することになりますが、その資金は、事業資金、貸付資金、投資資金などクレディ・アグリコル エス・エーがその経営、事業計画に基づきいかなる用途にも向けられます。
また、ファンドおよびファンドの関係法人である委託会社、販売会社、受託会社は、クレディ・アグリコル エス・エーに対してその資金の用途について何ら指示、関与することはありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

ファンドは平成23年10月31日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

●分配の推移

該当事項はありません。

●主要な資産の状況

該当事項はありません。

●年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

◆運用実績等については、表紙に記載の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	平成23年9月29日～平成23年10月27日
購入単位	10万円以上1円単位とします。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	1口当たり1円とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれかにあたる場合）には、受け付けません。
申込締切時間	原則として、毎営業日の午後3時 [*] とします。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	<ul style="list-style-type: none">・購入申込受付の中止および取消し 市場環境によっては募集上限未達であっても購入のお申込みの一部または全部を受け付けない場合や購入の申込受付を中止することがあります。・換金申込受付の中止および取消し 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、委託会社の判断で換金の申込受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	平成23年10月31日（設定日）～平成27年4月20日 [*] 市場環境等の変動により目標とする分配金額の水準を達成できない可能性が高まった場合、投資する円建社債の発行体における債務不履行の懸念が高まった等の事態が発生した場合あるいは募集金額が効率的な運用を行うために必要な額（50億円）に満たない場合には、委託会社の判断により設定を中止することがあります。設定が中止された場合のお申込金の返却等の取扱手続き等については、お申込みの販売会社にご確認ください。なお、この場合お申込金に利息はつきません。
繰上償還	ファンドの受益権の口数が3億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則毎年4月20日および10月20日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1回目の決算日は、平成24年4月20日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 満期償還時の分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
信託金の限度額	500億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつそれにかかる販売会社の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た金額とします。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、投資信託財産の当初設定時元本総額に対し上限1.35975% (税抜1.295%)を乗じて得た金額とし、投資信託財産の当初設定時に費用計上されます。^{※1}

〔信託報酬の配分〕

委託会社	販売会社	受託会社
上限0.4725% (税抜 0.45%) ^{※2}	上限0.84% (税抜 0.80%)	0.04725% (税抜 0.045%)

※1 ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、当初設定時に一括徴収し、その後の信託期間中には徴収しない仕組みであり、途中換金または繰上償還があった場合でも払戻しされません。

※2 運用指図の権限委託先であるアムンディ インベストメント・ソリューションズに支払う報酬額は、投資信託財産の当初設定時元本総額に対し、上限0.45%^{※3}を乗じて得た金額とし、委託会社の報酬から支払うものとします。

※3 日本国外においてかかる費用(信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬)に関しては、消費税等が課されません。

◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。

その他の費用・ 手数料

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用(年率0.01%(税込)、上限200万円/回(税込))(本書作成日現在)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁することを原則とします。

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。この書面は同法に基づく無登録格付業者に関する説明です。

当社からご提供する格付情報につきまして、個別に「無登録格付である旨」をご案内している場合は、以下の説明事項をご確認ください。

1 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2 無登録の格付会社について

当社がご提供する格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

〔ムーディーズ〕

○格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」と称します。)

○同グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

〔スタンダード&プアーズ〕

○格付会社グループの呼称について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」と称します。)

○同グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成22年9月30日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。